平成２８年（フ）第２３号
茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地の174
債務者　大内　邦夫
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９３６号
京都市伏見区桃山町丹後33番地293、前住所京都市伏見区桃山町丹下１番地18
債務者　古賀　健太（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６２号
兵庫県加古郡稲美町中村1470番地の３
債務者　大路　美和
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１２号
島根県安来市安来町1114番地５
債務者　寺田　政行
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０号
広島市安佐南区上安１丁目10番17―302号
債務者　湯川　裕道（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
広島県廿日市市佐方４丁目１番11号
債務者　清水　真輝
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４号
広島市南区仁保新町１丁目８番17―802号
債務者　亀髙　清美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７３号
広島市安佐南区安東４丁目16番６号
債務者　有田多佳子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９２号
広島市安佐南区緑井１丁目12番25―301号
債務者　金川　　薫
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀2016番地１　クレセオ泉101
債務者　井口　博子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
大分市末広町２丁目９番29号（中山第２アパート207）
債務者　石田　寛昭
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
岩手県北上市鬼柳町寺田198番地１、住民票上の住所岩手県北上市鬼柳町都鳥156番地６
債務者　佐々木和博
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２５号
長野県大町市大町972番地３　正和アパート201号
債務者　寺島　晶子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１号
兵庫県伊丹市鋳物師１丁目96番地
債務者　射場　　徹
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１号
和歌山県田辺市本宮町本宮689番地の２
債務者　塩嵜　健太
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第５号
兵庫県川西市清和台西１丁目５番地の20122
債務者　アクセスホームこと　河合　康弘
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
沖縄県浦添市宮城４丁目16番３―401号　大宮マンション
債務者　砂川　悦子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

第明治三十五種郵便物認可